

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【公表番号】特表2017-503607(P2017-503607A)

【公表日】平成29年2月2日(2017.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2017-005

【出願番号】特願2016-548115(P2016-548115)

【国際特許分類】

A 6 1 F	2/07	(2013.01)
A 6 1 F	2/852	(2013.01)
A 6 1 F	2/88	(2006.01)
A 6 1 F	2/848	(2013.01)
A 6 1 F	2/954	(2013.01)

【F I】

A 6 1 F	2/07
A 6 1 F	2/852
A 6 1 F	2/88
A 6 1 F	2/848
A 6 1 F	2/954

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月23日(2018.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ステントグラフトであって、

第1端部および第2端部を有する管腔を画成する本体ステントグラフトと、

前記本体ステントグラフトに連結され、且つ、少なくとも3つの開口部を画成する、ダイヤフラムと、

それぞれが管腔を画成する少なくとも3つのステントグラフト延長部であって、前記少なくとも3つのステントグラフト延長部のうちの各ステントグラフト延長部の第1端部は前記少なくとも3つの開口部のうちの1つの開口部に連結されている、ステントグラフト延長部と、

を含む、ステントグラフト。

【請求項2】

前記ダイヤフラムは、前記本体ステントグラフトの前記第2端部から前記本体ステントグラフトの中間部までの範囲の位置において、前記本体ステントグラフトに連結されている、請求項1に記載のステントグラフト。

【請求項3】

前記ダイヤフラムの少なくとも1部分は、前記本体ステントグラフトの前記第2端部に向かう方向に、前記本体ステントグラフトの側壁に対して傾斜している、請求項1～請求項2のうちのいずれか1項に記載のステントグラフト。

【請求項4】

前記少なくとも3つのステントグラフト延長部の前記管腔のうちの少なくとも1つの管腔の前記第1端部はテープされている、請求項1～請求項3のうちのいずれか1項に記載

のステントグラフト。

【請求項 5】

前記少なくとも 3 つの開口部は前記ダイヤフラムの中央に画成され、前記ダイヤフラムは実質的に漏斗形状である、請求項 1 ~ 請求項 4 のうちのいずれか 1 項に記載のステントグラフト。

【請求項 6】

前記ダイヤフラムは、第 1 ステントグラフト延長部に連結された第 1 開口部と、第 2 ステントグラフト延長部に連結された第 2 開口部と、第 3 ステントグラフト延長部に連結された第 3 開口部と、第 4 ステントグラフト延長部に連結された第 4 開口部と、を画成する、請求項 1 ~ 請求項 5 のうちのいずれか 1 項に記載のステントグラフト。

【請求項 7】

前記第 1 開口部は前記第 2 開口部の直径よりも大きい直径を有する、請求項 6 に記載のステントグラフト。

【請求項 8】

前記第 2 開口部の前記直径は前記第 3 開口部の直径および前記第 4 開口部の直径よりも大きい、請求項 6 ~ 請求項 7 のうちのいずれか 1 項に記載のステントグラフト。

【請求項 9】

前記第 2 開口部、前記第 3 開口部、および前記第 4 開口部の各開口部は同一サイズの直径を有する、請求項 6 ~ 請求項 8 のうちのいずれか 1 項に記載のステントグラフト。

【請求項 10】

前記第 1 開口部および前記第 2 開口部は前記ダイヤフラムの反対側面上に画成されている、請求項 1 ~ 請求項 9 のうちのいずれか 1 項に記載のステントグラフト。

【請求項 11】

前記第 1 開口部、前記第 2 開口部、前記第 3 開口部、および前記第 4 開口部の各開口部は前記ダイヤフラムの異なる四半分に画成されている、請求項 6 ~ 請求項 10 のうちのいずれか 1 項に記載のステントグラフト。

【請求項 12】

前記ダイヤフラムは、第 1 ステントグラフト延長部に連結された第 1 開口部と、第 2 ステントグラフト延長部に連結された第 2 開口部と、第 3 ステントグラフト延長部に連結された第 3 開口部と、第 4 ステントグラフト延長部に連結された第 4 開口部と、第 5 ステントグラフト延長部に連結された第 5 開口部と、を画成する、請求項 1 ~ 請求項 5 のうちのいずれか 1 項に記載のステントグラフト。

【請求項 13】

前記第 1 開口部は前記第 2 開口部の直径および前記第 5 開口部の直径よりも大きい直径を有する、請求項 12 に記載のステントグラフト。

【請求項 14】

前記第 2 開口部の前記直径および前記第 5 開口部の前記直径は、前記第 3 開口部の直径および前記第 4 開口部の直径よりも大きい、請求項 12 ~ 請求項 13 のうちのいずれか 1 項に記載のステントグラフト。

【請求項 15】

前記第 2 開口部の前記直径および前記第 5 開口部の前記直径は前記第 3 開口部の直径および前記第 4 開口部の直径と同一寸法である、請求項 12 ~ 請求項 13 のうちのいずれか 1 項に記載のステントグラフト。

【請求項 16】

前記第 1 開口部、前記第 2 開口部、および前記第 5 開口部は前記ダイヤフラムにおいて直線状に配置されている、請求項 12 ~ 請求項 15 のうちのいずれか 1 項に記載のステントグラフト。

【請求項 17】

前記第 3 開口部および前記第 4 開口部は、前記ダイヤフラムにおいて、前記直線状に配置された第 1 開口部、第 2 開口部、および第 5 開口部の反対側面上に配置されている、請

求項 1 6 に記載のステントグラフト。

【請求項 1 8】

前記第 3 開口部および前記第 4 開口部は互いに近接して配置され、前記第 3 開口部および前記第 4 開口部は、前記ダイヤフラムの側面上において前記第 1 開口部に対して反対側に配置されている、請求項 1 2 ~ 請求項 1 5 のうちのいずれか 1 項に記載のステントグラフト。

【請求項 1 9】

前記第 1 開口部は前記ダイヤフラムの第 1 四半分に配置され、前記第 2 開口部は前記ダイヤフラムの第 2 四半分に配置され、前記第 3 開口部および前記第 4 開口部は前記ダイヤフラムの第 3 四半分に配置され、前記第 5 開口部は前記ダイヤフラムの第 4 四半分に配置されている、請求項 1 2 ~ 請求項 1 8 のうちのいずれか 1 項に記載のステントグラフト。

【請求項 2 0】

前記本体ステントグラフトの長さは約 1 0 m m から約 1 5 0 m m までの範囲である、請求項 1 ~ 請求項 1 9 のうちのいずれか 1 項に記載のステントグラフト。